

子発0607第4号
令和元年6月7日

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

児童虐待防止対策におけるルールの徹底について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、児童相談所・市町村等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、北海道札幌市で2歳女児が虐待を受けて亡くなった事は極めて遺憾である。この事案を受け、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

下記にお示しした取組に限らず、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）を踏まえた「新たなルールのポイント」（平成31年2月28日）でお示ししたルールのほか、「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）、「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）等にもご留意いただき、各児童相談所における日々の業務の自己点検を行うことにより、職員が日々の業務の振り返りや必要な制度の再確認を行う機会を設けるなど、必要な対応を行っていただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1号の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護等の徹底

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして改めて徹底する。
 - ・ 家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識して対応すること
 - ・ リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には、一時保護等を躊躇なく実施すること

2. 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「虐待通告受理後、原則 48 時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルールに加え、立入調査の手順を以下のように見直し、全国ルールとして改めて徹底する。
 - ・ 子どもとの面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施すること。その場合、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。

3. 組織的な対応及び進行管理の徹底

- 虐待通告などの対応については、組織的に協議して決定すること。
- 事例の進行管理は、状況の変化等についてのフォローを確実にを行うため、全ての事例について定期的に確認すること。

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（抄）

（平成 30 年 7 月 20 日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

《緊急に実施する重点対策》

Ⅱ 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

（「4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化」）

- 「虐待通告受理後、原則 48 時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を実施する」という全国ルールに加え、立入調査の手順を以下のように見直し、全国ルールとして徹底する。
 - ・子どもとの面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施すること。その場合、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。

Ⅲ 児童相談所と警察の情報共有の強化

（「4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化」）

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底する。
 - ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
 - ②通告受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
 - ③①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報なお、情報共有の在り方については、引き続き各地方自治体における実態の把握・検証を行い、見直しを行う。

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について（抄）

（平成 31 年 2 月 28 日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

1 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等

- 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この際、躊躇なく一時保護、立入調査を行う等の確な対応をとること

新たなルールのポイント（抄）

（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府男女共同参画局、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省子ども家庭局）

3 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の主な留意点

- 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す場合等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識する。この際、児童相談所は必要に応じて躊躇なく一時保護する等の確な対応をとることや積極的に児童福祉司指導等の指導措置を行う。

＜「留意事項通知」の 1 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の留意点＞

（注）本文中の「留意事項通知」は、「児童虐待防止対策における対応の主な留意点について」（平成 31 年 2 月 28 日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）を（中略）それぞれ指す。

児童虐待防止対策における対応の主な留意点について（抄）

（平成 31 年 2 月 28 日付け子発第 0228 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）

1. 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の主な留意点

- 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す場合等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。その際、担当者は、決してひとりで抱えず、援助方針会議等に状況を報告し、支援・指導方針を検討・変更することが必要であること。
- リスクが高まった場合には、それまでの援助関係にとらわれず、子どもの安全を第一に、必要に応じて躊躇なく再度一時保護等を行うことや、積極的に児童福祉司指導等の指導措置を行うこと。

児童相談所運営指針について（抄）

（平成2年3月5日厚生省児童家庭局長通知）

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第2節 相談の受付と受理会議

10. 相談受付の方法

虐待に関する通告は、必ずしも通告という形でもたらされるとは限らず相談・情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、外部からの個人を特定できる虐待に関する情報（略）については、すべて虐待通告として、虐待相談・通告受付票（虐待対応の手引き：第3章、表3-1を参照）を起し、緊急受理会議を開き、対応を組織的に協議すること。

第6節 援助方針会議

(2) 援助方針会議は、原則として受理会議後、児童相談所が相談援助活動を行うこととしたすべての事例の援助について検討を行う。

なお、在宅の虐待事例については、状況の変化等についてのフォローを確実にを行うため、ITシステムの導入・進行管理台帳の整備等を行うことにより、すべての事例について定期的に現在の状況を会議において検討することが必要である。